

# 山口県報

令和3年  
11月9日  
(火曜日)

## 目 次

○告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
○公告	道路の位置の指定 (二件) (建築指導課) ..... 四
○公告	公共測量の実施 (監理課) ..... 四
○公告	公共測量の実施の終了 (監理課) ..... 四
○公告	岩国都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 五
○公告	岩国南都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 五
○公告	契約の締結 (物品管理課) ..... 五



## 山口県告示第三百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年十一月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区  
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十一号の四の産業廃棄物処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成十一年政令第四百三十三号) 別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種	類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			通	最大	
〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	七	七	〃
			七	七	
一五〇	一五〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	五〇	五〇	〃
			五〇	五〇	
一五一	一五一	浮遊物質 (mg/l)	五〇	五〇	〃
			五〇	五〇	
七四	七四	窒素 (mg/l)	一三三・二	一三三・二	〃
			一三三・二	一三三・二	
七四	七四	リン (mg/l)	〇・六	〇・六	〃
			〇・六	〇・六	
七四	七四	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	五七四・八	五七四・八	〃
			五七四・八	五七四・八	

備考 「七一の四一イ」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七号第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいい、「一五一イ」及び「一五〇」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設をいう。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種	類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			通	最大	
〃	〃	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	〃
			〃	〃	
〃	〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	三	三	〃
			三	三	
〃	〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃	〃
			〃	〃	
〃	〃	窒素 (mg/l)	〃	〃	〃
			〃	〃	
〃	〃	リン (mg/l)	〃	〃	〃
			〃	〃	
〃	〃	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	一・三	一・三	〃
			一・三	一・三	

No. 3 排水口	No. 2 排水口		No. 1 排水口		項目	排出水の汚染状態の値	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	変更後	変更前	変更後			
七・五	〃	七・二	〃	七・四	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	九(六)	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃
三・五	〃	五・二	〃	一〇・九	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃
一五	〃	〃	〃	二〇	鉍油類 (mg/l)	〃	〃
一八	〃	一二	〃	一五・九	窒素 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	二五	燐 (mg/l)	〃	〃
〃	〃	〃	〃	二・五	〃	〃	〃
〇・六九	〃	一	〃	一五	〃	〃	〃
六	〃	五	〃	四八	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〇・〇五	〃	〃	〃
〇・二	〃	〃	〃	〇・八	〃	〃	〃
一〇、〇〇〇	〃	五〇、二九九・九	〃	二八、二三〇・八	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	三三、九四〇・八	〃	〃	〃
一二、〇〇〇	〃	五二、五四一	〃	〃	〃	〃	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排出水の量

廃水焼却設備		総合排水処理設備				好気性排水処理設備					
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃		〃	七	〃	〃	七・五	〃	七	〃	一二	一二
〃		〃	〃	〃	〃	九(六)	〃	八(六)	〃	一四(一)	一四(一)
〃		〃	二、二一〇	〃	二、三四六	四・六	四・三	四・六	四・三	七三・二	四八八・一
〃		〃	二、三四六	〃	二、三四六	〃	〃	二〇	一一〇・五	七三・二	四八八・一
〃		〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	〃	四一九
〃		〃	一〇	〃	〃	〃	〃	二五	〃	二〇	四一九
〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・五
〃		〃	三三〇	〃	四三二	〃	〃	五・八	一三七・四	一三五・一	二七七八
〃		〃	七八三	〃	〃	〃	〃	〃	一四〇・六	二九八・六	二八九・六
〃		〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	二二・四	二二・二	四七・九
〃		〃	〇・二	〃	〃	〃	〃	〃	二二・四	二二・二	四〇〇・八
〃		〃	五八・五	〃	四二・五	七、七二・六	七、七二・六	七、六五・六	五七四・八	五五五・八	五五五・八
〃		〃	五九	〃	四三	八五、三六・四	八五、三六・四	八五、三七・四	六一九	六〇〇	六〇〇

No. 10 排水口		No. 8 排水口		No. 7 排水口		No. 6 排水口		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	七・五	〃	〃	〃	八・三	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・六	四・三	〃	〃	〃	三・一	〃	〃	〃
〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	四・五	〃
〃	一三	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	五・八	〃	〃	〃	〃	〃	〇・六	〃
〃	二三	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃
〃	〇・二二	〃	〃	〃	〇・〇六	〃	〃	〃
〃	二七七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七七、七一一・六	二七七、六九二・六	〃	八五二、一二〇	〃	六四八、〇〇〇	〃	九一、二〇〇	〃
八五、三二六・四	八五、三〇七・四	〃	八五二、一二〇	〃	六四八、〇〇〇	〃	九一、二〇〇	〃

山口県告示第三百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
熊毛郡平生町大字大野北字水越二八の九、二九の一六・〇(四・二九の一七及び二九の一七地先)	六・六	四六・二	令和三、一〇、二〇

山口県告示第三百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和三年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字久保六二五の三、六二五の六、六二五の一〇、六二六の四、六二六の一〇及び六二五の一〇地先	四・〇(五・〇)	四四・八	令和三、一〇、二二



(三三四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域  
防府市
- 三 作業の期間  
令和三年十月十八日から令和四年三月十五日まで

(二三五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(三次元点群測量)
- 二 作業の地域  
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、周南市及び山陽小野田市
- 三 作業の期間  
令和二年十月十二日から令和三年九月三十日まで

(二三六) 岩国都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画ごみ焼却場第一号岩国市ごみ焼却場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(二三七) 岩国南都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国南都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国南都市計画ごみ焼却場第一号周陽環境整備センター
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(二三八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年十一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立学校コンピュータ教室用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年十月一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 東京都江東区豊洲二丁目

二番一号

六 落札金額

五千九十二万五千五百九円

七 入札公告日

令和三年八月二十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格